

## 屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年10月26日(木) 午前9時30分から

2. 開催場所 尾之間支所 4階 会議室

### 3. 出席委員(19人)

会長	1番	鎌田	秀久	君
農業委員	2番	牧	優作郎	君
	3番	牧	潤三	君
	4番	西橋	豊啓	君
	5番	平田	耕作	君
	6番	岩川	原造	君

	8番	黒葛原	洋子	君
	9番	安藤	清浩	君
	10番	亀割	義一	君
	11番	大角	千名美	君
	12番	岩川	亜希子	君
	13番	上山	竜太	君

推進委員	◎	渡邊	浩	君
------	---	----	---	---

	◎	大堀	裕介	君
--	---	----	----	---

	◎	浜田	芳郎	君
--	---	----	----	---

	◎	山田	博昭	君
--	---	----	----	---

	◎	川崎	太一	君
--	---	----	----	---

	◎	田中	三九雄	君
--	---	----	-----	---

	◎	備	邦雄	君
--	---	---	----	---

### 4. 欠席委員(5人)

欠席者	7番	内田	政人	君
-----	----	----	----	---

	14番	神宮司	守昭	君
--	-----	-----	----	---

	◎	日高	伸作	君
--	---	----	----	---

	◎	楠	忠久	君
--	---	---	----	---

	◎	白川	満秀	君
--	---	----	----	---

### 5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第26号 農用地利用集積計画について

議案第27号 非農地証明願について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 日高 望

係長 川東 卓磨

主事 岩川 篤也

相談員 西田 博隆

7, 概要  
事務局

おはようございます。

本日は7番委員の内田政人委員と14番委員の神宮司守昭委員が欠席でございます。推進委員では白川委員、楠委員、日高委員が欠席でございます。

ただ今より平成29年度第7回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員会憲章朗唱は6番委員の岩川源造委員にお願い致します。

憲章朗唱（6番委員）

お座り下さい。  
会長あいさつ。

会長

皆さんおはようございます。つい先日の台風の後片付けもままならない方もいらっしゃると思います。情報では小島、平内方面が非常に強かったというふうに聞いております。大きな被害にあわれた方には心からお見舞いを申し上げます。

また今週末も台風が見えておりまして、この前の台風よりもっと屋久島近くを通るのではないかとということで大変心配をしているところです。この時期に台風が来ますとポンカンが非常に大きな被害を受けるのではないかと考えているところです。

本日の総会、議案はそれほど多くはございませんが議事参与の制限に係る案件がいくつかでておりますのでお互いに私の方も注意をしながら進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは本日の会議録署名委員を8番委員、9番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

議案第24号。農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第24号。農地法第3条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので議決を求めます。

整理番号21番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人[ ]さん（[ ]歳）、譲渡人[ ]さん（[ ]歳）。土地の所在：[ ]他16筆。1筆が田、16筆が畑です。17筆の合計面積が[ ]㎡。10筆が農用地区域内です。利用状況：田が1筆、畑が16筆。営農計画及び耕作期間：たんかんが1月から12月、一般野菜が1月から12月です。事由：経営移譲。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、経営面積：所有面積が[ ]㎡、内貸地が[ ]㎡。経験年数：申請人・10年、母・40年。農機具等の保有状況：刈払機・1、動噴・1、軽トラック・1です。非耕作地はございません。周辺地域との関係について：『支障等は特にないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落等の共同作業に全面的に協力いたします。』ということです。

譲受人と譲渡人は親子で同一世帯ということです。

農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると判断いたします。以上です。

会長

整理番号21番について担当委員のご意見なんですが、先に推進委員からのご意見を求めたいと思います。

◎（推進委員）

譲渡人は[ ]に勤めておりますが、休日はタンカン園の管理をして

◎ (推 進 委 員)	おります。地域でも消防に所属し、とてもまじめで素直な青年です。よろしく願いいたします。 以上です。
会長	<p>ただ今推進委員の方から説明がございましたが、場所が点在しております。5ページの航空写真の方に示してございますが、非農地証明をされた場所、倉庫なんかは廃屋になっている場所なんかもあるんですが、農地の分はすべてあげているようです。</p> <p>細かいことを言いますと経営面積の中に貸地がございますが、新規の場合であれば貸地を解消しなければいけないんですが、今回は同一経営体のご家庭の移動ということで細かい指摘はしておりません。今後相続未登記を防止する意味でも妥当な選択ではないかと思っているところです。</p> <p>整理番号 21 番について皆さん方からご質問をいただきます。いかがでしょう。</p>
○番 (農 業 委 員)	<p>譲渡人は旦那さんを早くに亡くされて、息子さんは帰ってきて勤めておりますけども、非常にまじめですし■■■■の若手の中で頑張ってくれると思いますので私は賛成したいと思っております。</p>
会長	<p>他にご意見ございませんか。  (「ありません。」の声あり)</p> <p>ご意見ありませんの声でございますが、整理番号 21 番について許可することにご異議ございませんか。  (「はい。」の声あり)</p> <p>整理番号 21 番は許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして議案第 25 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 25 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求めます。</p> <p>整理番号 5 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権。申請人：借人■■■■さん(■■歳)、貸人■■■■さん(■■歳)。土地の所在：■■■■、畑、■■■■  m<sup>2</sup>。利用状況：畑。第 3 種農地。事由：『現在住んでいる建物の老朽化に伴い、貸人である妻の所有する申請地へ新しく住宅を建築するため。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成の所要面積が■■■■  m<sup>2</sup>、一般住宅の建築面積が■■■■m<sup>2</sup>、所要面積が■■■■m<sup>2</sup>、車庫の建築面積が■■■■m<sup>2</sup>、所要面積が■■■■m<sup>2</sup>。建築面積の合計が■■■■m<sup>2</sup>、所要面積の合計が■■■■m<sup>2</sup>。</p> <p>隣接地の■■■■と一体利用するため、所要面積は申請地との合計面積■■■■m<sup>2</sup>です。</p>
会長	整理番号 5 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番 (農 業 委 員)	<p>申請人のご夫婦です。■■■■の入り口付近ですが、現在住まわれているのは■■■■さんのお兄さんの家です。ご夫婦で■■■■をされておまして息子さんが 3 人おりますので手狭になったというお話でした。申請地の上に宅地があるんですが、■■■■さんのお実家でお母さんが 1 人で住まわれているようです。申請地はお母さんが足を怪我されてから 2・3 年ほど耕作されていない状況で、■■■■さん名義の畑だそうです。周りに耕作されている場所ありませんし周辺に迷惑をかけることもないと思われまます。特に問題はないと思います。 以上です。</p>
会長	整理番号 5 番について皆さんがたからご意見・ご質問等ございません

会長	か。
○番（農 業 委 員）	周りも山ですし、子供さんが3人おられるということですので、認めて良いのではないかと思います。 以上です。
会長	他にご意見ございませんか。
○番（農 業 委 員）	意見はないんですが、あとの非農地証明願いで出てきますよね。これは道路の分ということですか。
会長	<p>そうですね。それと補足になりますが、6ページの申請書の中の『農地区分・土地利用規制』で『第3種』に○がついてありますが、農地転用の関係ではここが重要になってきます。第3種というのは今回の場合であれば『■■■■から至近距離にある。』ということですね。■■■■でも同じなんです、■■■■の建物から300m以内の農地は第3種農地ということになります。第3種農地というのは『原則許可』なんです。逆に第1種農地は『原則不許可』です。第1種農地というのは『農地の広がり10ha以上の場所、あるいは公共投資がなされた場所』です。1種、3種に属さないその他の農地が第2種農地ということになります。新しい方がたは、おいおい覚えていってください。</p> <p>それでは整理番号5番について申請に同意することにご異議ございませんか。  （「はい。」の声あり）  整理番号5番は申請に同意することに決定いたします。</p> <p>続きまして13ページ、議案第26号。農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第26号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求めます。</p> <p>整理番号14番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■さん（■■■■歳）、譲渡人■■■■さん（63歳）。土地の所在：■■■■、他1筆。現況地目：畑。2筆の合計面積：■■■■㎡。2筆とも農用地区域内です。作物：ガジュツ。移転時期：平成29年11月15日。対価：2筆で■■■■円。利用権の移転を受ける者の農業経営状況としまして、主な経営作物：ガジュツ・ぽんかん・たんかん。経営面積：所有地が■■■■㎡。従事日数：280日。農機具等の保有状況：トラクター・2、管理機・1、運搬車・1、軽トラック・2、2tトラック・1です。 以上です。</p>
会長	整理番号14番について担当委員のご意見をお願いいたします。推進委員さんの■■■■さんからご意見をお願いいたします。
◎（推 進 委 員）	<p>■■■■は、2・3年前に自分が借りてエンドウや野菜を作っていたんですが、親が高齢で耕作放棄地の状態になっておりました。</p> <p>■■■■さんから、「あそこは売っていいか。」と聞かれましたので、買い手がいるならということでした。</p> <p>買い手の■■■■さんはガゼツと工場を持っておりまして、土地が足りないということで売地があれば買って規模拡大を図りたい意向です。</p> <p>問題ないと思います。</p>
会長	私の方から補足をいたします。17ページをご覧ください。申請地が2か所離れているんですが、■■■■は■■■■から少し上ったとこ

会長

ろです。■■■■は■■■■の隣でございます。

受人はガゼツがメインで化学肥料を使わない方法で作っておりますが、「せっかく土地の準備をしても2・3年で返せと言われたら困る。」ということから、所有する方向で規模拡大を図っているところです。

細かいことを言いますと、15 ページをご覧ください。1筆は土地の引き渡し時期が29年11月15日ですが、1筆は30年4月1日です。これはこの畑が相対で別の方が作っているということで、3月末までには収穫を終えるであろうということで4月1日にしております。

土地の受人と作っている方との引き合わせも済ませてありまして、合意がなされております。仮に引き渡し時期がずれても「大丈夫です。」とっていただいておりますので、このような契約になっております。以上でございます。

整理番号14番について皆さんがたからご意見等ございませんか。

○番（農業委員）

■■■■君は屋久島に来られて長くはないんですが、土地を買受けて規模を拡大しております。やはり買ってくれる方がありがたいわけですし、やはりこの案件につきましては会長の働きが大きいと感じておりますので賛成をしたいと思います。

会長

他にご意見等いかがでしょう。

（「ありません。」の声あり）

整理番号14番について計画を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号14番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号15番です。■■番委員の■■委員は議事参与の制限により退席を求めます。

（■■番委員 退席）

事務局から説明をお願いします。

事務局

整理番号15番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人■■■■さん（■■歳）、譲渡人■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、他35筆。現況地目：すべて畑。36筆の合計面積：■■■■㎡。2筆以外は農用地区域内です。作物：バレイショ・甘藷・たんかん・ぼんかん。移転時期：平成29年11月15日。対価：0円。利用権の移転を受ける者の農業経営状況といたしまして、主な経営作物：バレイショ・甘藷・たんかん・ぼんかん。経営面積：所有面積が■■■■㎡、借地が■■■■㎡、合計：■■■■㎡。従事日数：280日。農機具等の保有状況：軽トラック・1、トラクター・2、SS・1、選果機・1、管理機・1、ブームスプレイヤー・1、収穫機・1です。

会長

整理番号15番について隣接委員のご意見をお願いいたします。

◎（推進委員）

譲受人は認定農家で屋久島でも大規模な農家で、親から子への経営移譲に伴う贈与申請ですので問題ないと思います。

会長

整理番号15番について皆さん方からご質問等いかがでしょう。

○番（農業委員）

果樹園だけですか。

会長

一般畑については中間管理機構に載せている関係で、今回は果樹園だけになります。

会長

相続時精算課税につきましては 2500 万円の控除がございます。

他にございませんか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号 15 番について許可することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 15 番は許可することに決定いたします。

( 番委員 着席)

続きまして 14 ページです。整理番号 16 番について事務局から説明をお願いします。

事務局

整理番号 16 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人  さん (  歳)、譲渡人  さん (  歳)。土地の所在： 他 1 筆。現況地目：畑。2 筆の合計面積： m<sup>2</sup>。作物：たんかん。移転時期：平成 29 年 11 月 15 日。対価： 円。利用権の移転を受ける者の農業経営といたしまして、主な経営作物：ぽんかん・たんかん。経営面積：所有地が  m<sup>2</sup>、借地が  m<sup>2</sup>、合計  m<sup>2</sup>。従事日数：300 日。農機具等の保有状況：軽トラック・1、動噴・1、草刈機・2、オレンジキーパー・1、選果機・1、ハンマーカッター・1です。

本案件は農用地区域外のため中間管理事業に載せられなかった場所を売買事業で申請するもので、問題ないと考えております。

会長

整理番号 16 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番 (農 業 委 員)

譲受人は認定農家です。申請地の周りは中間管理事業に載せて貸し借りをしていて、将来、買い上げる予定なのですが、この 2 筆が農用地区域ではなかったため事業に載せておりません。今回の申請は載せられなかった場所を売買で取得するものですので、特に問題は無いと思います。以上です。

会長

整理番号 16 番について皆さん方からご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号 16 番は計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 16 番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 17 番です。推進委員の  委員は議事参与の制限により退席を求めます。

(推進委員  退席)

事務局から説明をお願いします。

事務局

整理番号 17 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人  さん (  歳)、譲渡人  さん (  歳)。土地の所在：、畑、 m<sup>2</sup>。農用地区域内。作物：茶。移転時期：平成 29 年 11 月 15 日。対価：0。利用権の移転を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：茶、経営面積：所有地が  m<sup>2</sup>、従事日数：300 日、農機具等の保有状況：軽トラック・1、2t トラック・1、倉庫・3、乗用摘採機・1、中刈機・1、防除機・1です。

会長

整理番号 17 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

譲受人は認定新規就農者で、親子間の贈与です。33 ページの航空写真では畑の状態ですが、現状は茶畑として5年経とうとしているところです。地元としましては何ら問題ないと考えております。 以上です。

会長

整理番号 17 番について皆さん方からご意見等ございませんか。  
（「ありません。」の声あり）

申請地の登記簿地目は山林ですが、農用地区域に入っております。

整理番号 16 番は計画を認めることにご異議ございませんか。  
（「はい。」の声あり）

整理番号 16 番は計画を認めることに決定いたします。

会長

続きましても農用地利用集積計画についてです。議案第 26 号。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 26 号。農用地利用集積計画について次のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決をもとめます。

整理番号 7 番。権利の種類：中間管理権。契約内容：賃貸借・使用貸借。対象地区：原地区（城ヶ崎・塩屋崎・横山尻・町之下・西ノ川・七軒村・井手尻・西川下・前原・白浜道・横山中道）。借人：鹿児島県地域振興公社 ■■■■■ さん。貸出人数：30 人。筆数：69 筆。総面積：78,220 m<sup>2</sup>。契約期間：5 年・10 年。

整理番号 8 番。権利の種類：中間管理権。契約内容。賃貸借。対象地区：麦生地区（ナカラセ）。借人：鹿児島県地域振興公社 ■■■■■ さん。貸出人数：1 人。筆数：2 筆。総面積：1,896 m<sup>2</sup>。契約期間：5 年。

整理番号 9 番。権利の種類：中間管理権。契約内容。使用貸借。対象地区：安房地区（太忠岳）。借人：鹿児島県地域振興公社 ■■■■■ さん。貸出人数：1 人。筆数：1 筆。面積：1,774 m<sup>2</sup>。契約期間：10 年。

農地中間管理事業に基づく契約です。なお本事業には下限面積は設定されておりません。詳細につきましては次頁をご覧ください。 以上です。

会長

いわゆる中間管理事業に載せるための前段の手続きという事になります。今回は原・麦生・安房の案件です。  
原地区の担当委員さんからご意見ををお願いします。

○番（農 業 委 員）

集落で何度も話し合いを重ねて事業に載せることができました。特に問題はないと考えます。

会長

麦生です。  
申請地の周辺は中間管理事業に載せておりますが、ここは借人がいなくて載せておりませんでした。今回、借人が見つかりまして貸借が成立したところでは。

この農地利用配分計画案には借人が示されておりますが、今回の議案はあくまでも貸人が機構に貸すという事についての議決を求めるもので、その後は知事が決定をいたします。

続いて安房地区の担当委員さん、お願いいたします。

○番（農業委員）

申請地は1筆離れておりますが、船行の方が借り受けるということで個人の申請です。問題は無いと考えております。

会長

ただ今の案件について皆さん方からご質問やご意見などございませんか。

（「ありません。」の声あり）

それではただ今の整理番号7番・8番・9番、中間管理事業に係る農用地集積計画について、認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号7番・8番・9番は計画を認めること決定いたします。

続きまして整理番号4番です。この案件は先ほどと異なり機構から買受けるという案件です。

推進委員の■■■■委員は議事参与の制限により退席を求めます。

（推進委員 ■■■■ 退席）

事務局から説明をお願いします。

事務局

整理番号4番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■さん、譲渡人（鹿児島市）鹿児島県地域振興公社■■■■さん。土地の所在：■■■■他1筆。現況地目：畑。2筆の合計面積：■■■■㎡。移転時期：平成29年11月10日。2筆の合計対価：■■■■円です。

本申請は機構から借りていた土地を買受けるものです。以上です。

会長

整理番号4番について推進委員の■■■■委員から補足等お願いいたします。

◎（推進委員）

すみません。勉強不足で内容がわかっていないところもありまして。詳しく教えていただけたらと思います。

会長

■■■■君は中間管理事業に載せて、機構から3年間の貸借契約をしておりました。それが今回3年経ちましたので機構から借りていた農地を売買契約で買い取るというのがこの申請ですね。

それから45ページの航空写真の中で■■■■の山手側に細い農地があるんですが、持ち主は違いますが中間管理機構に載せて■■■■君が貸借してあります。

他に皆さん方からご質問やご意見等ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号4番について申請を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号4番は計画を認めることに決定いたします。

つづきまして46ページです。議案第27号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第27号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求めます。

整理番号8番。申請人：■■■■さん（■■■■歳）、■■■■さん（■■■■歳）。土地の所在：■■■■、他1筆。地目：畑。2筆の合計面積：■■■■㎡です。2筆とも第3種農地です。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『申請地は■■■■の道路工事に伴い用地買収され、その代償として■■■■が申請の工事の際に同時に道路として舗装し現在に至る。』ということです。

事務局

申請地は[ ]から西に約 150m 程の位置に所在し、舗装され道路として利用されております。コンクリートで舗装されており、農地に復元するには多大な労力と費用を要することから非農地としてやむを得ないと思われます。 以上です。

会長

整理番号 8 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

事務局からの説明のとおり、すでにコンクリートで舗装されており農地に復元するには多大な労力と費用がかかると思われますので、やむを得ないと考えます。

○番（農業委員）

[ ]については 6 ページの 5 条申請の際に通路として申請する予定だったんですが、すでに道路になっていますので非農地としてここであげております。

会長

整理番号 8 番についてご意見やご質問等ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 8 番について非農地として認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 8 番は非農地として認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 9 番について事務局から説明をお願いします。

事務局

整理番号 9 番。申請人：[ ]さん（[ ]歳）。土地の所在：[ ]、畑、[ ]m<sup>2</sup>。第 3 種農地。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『申請地は昭和 51 年に父親が住宅を建築し、現在に至る。』ということです。

申請地は[ ]から西に約 150m 程の位置に所在し、40 年ほど前から住宅が建築されているため宅地として利用されており、農地に復元するには多大な労力と費用を要することから非農地としてやむを得ないと思われます。 以上です。

会長

整理番号 9 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

申請人のお父さんが家を建てられてから 40 年以上が経過しておりますので、非農地としてやむを得ないと思います。 以上です。

会長

整理番号 9 番について皆さん方からご意見、ご質問等ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 9 番について非農地として認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 9 番は非農地と認めることに決定いたします。

事務局

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第5回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時50分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

8番

9番

平成29年10月26日

屋久島町農業委員会会長 鎌田秀久